

「iPhone のマイナンバーカード」の本市窓口等における本人確認について

令和 7 年 8 月 5 日から「iPhone でのマイナンバーカード」（※ 1）により本人確認を行う際に必要となる「マイナンバーカード対面確認アプリ」（※ 2）での確認が可能となりましたが、現在、本市窓口における各手続等においては「iPhone のマイナンバーカード」を本人確認書類として利用することはできません。

本市窓口における本人確認書類が必要な各手続等を行う際は、実物のマイナンバーカードや、その他本人確認書類として認められるものを御持参くださいますようお願いいたします。

なお、今後の取扱につきましては、「iPhone のマイナンバーカード」で本人確認を行う際に必要となる「マイナンバーカード対面確認アプリ」の対応機器の本市窓口における整備状況等を踏まえ、検討してまいります。

※ 1 「iPhone のマイナンバーカード」

- ・ iPhone（Apple ウォレット）に入れて利用できるマイナンバーカード
- ・ マイナポータルへのログインやコンビニでの証明書取得などの行政サービスの利用が可能
- ・ 令和 7 年 6 月 24 日からデジタル庁が提供開始
- ・ iPhone のマイナンバーカードの機能等、詳細はデジタル庁ホームページを御覧ください。
<https://services.digital.go.jp/mynumbercard-iphone/>

※ 2 「マイナンバーカード対面確認アプリ」

- ・ 自治体、事業者等がマイナンバーカードで本人情報の確認を確実にを行うことを目的としてデジタル庁が提供しているアプリ（令和 7 年 8 月 5 日より iPhone のマイナンバーカードの読み取り対応を開始）

【問合せ先】

川崎市総務企画局デジタル化施策推進室 甲斐

電話：044-200-0061